



市 章

大津市公報

平 成 27 年 12 月 15 日
号 外 (第 70 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
122	大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則..... 1
123	大津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
124	大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
125	大津市契約規則の一部を改正する規則..... 2
126	大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則..... 2
127	大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... 3
128	大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則..... 3
129	大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則..... 4
公 平 委 員 会 規 則	
4	大津市公平委員会公告規則を廃止する規則..... 5

規 則

大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則を公布する。
平成27年12月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第122号

大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則
大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則（平成16年規則第63号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

大津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成27年12月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第123号

大津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則
大津市個人情報保護条例施行規則（平成16年規則第28号）の一部を次のように改正する。
第4条第3号中「法定代理人以外の」を「本人の委任による」に改め、「本人が開示請求」の次に「（保有特定個人情報に係るものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成27年12月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第124号

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則
大津市手数料条例施行規則（平成13年規則第12号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「10,590円」を「10,780円」に改め、同条第2項中「11,620円」を「11,880円」に改め、同条第3項中「13,670円」を「13,980円」に改め、同条第4項中「15,730円」を「16,180円」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第125号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第21条の2第33号中「の送達業務」を「又は荷物の配達業務」に改める。

様式第13号委託契約書第7条第3号ア中「建設工事の請負契約」を「業務の委託に係る契約」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第126号

大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

大津市生活保護法施行細則(平成21年規則第51号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、

「

氏 名	
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

を

「

氏 名	個人番号
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第127号

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成21年規則第52号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

氏 名	を	氏 名	個人番号	に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第128号

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大津市国民健康保険条例施行規則(昭和37年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

様式第19号中

「この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、滋賀県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

様式第20号を次のように改める。

様式第20号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第19号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第129号

大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大津市印鑑条例施行規則（昭和45年規則第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第1号を次のように改める。

個人番号カード

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第2項中「又は大津市印鑑条例の一部を改正する条例（平成16年条例第25号）附則第3項」を「、大津市印鑑条例の一部を改正する条例（平成16年条例第25号）附則第3項又は大津市印鑑条例の一部を改正する条例（平成27年条例第91号）附則第3項」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、

紙	・	カード	世帯内印影確認	
---	---	-----	---------	--

を

世帯内印影確認

に、「住民基本台帳カード（写真付き）」を「個人番号カード」に改める。

様式第5号中「、第10条」を削り、「あて先」を「宛先」に、「き損」を「毀損」に、「又は旧志賀町の印鑑登録証」を「、旧志賀町の印鑑登録証又は住民基本台帳カード」に、「住基カード」を「個人番号カード」に改める。

様式第6号中「第11条関係」を「第10条関係」に、「あて先」を「宛先」に、「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

様式第7号中「第13条関係」を「第12条関係」に、

窓口に
来られた
方

を

申
請
者
窓口に
来られた
方

に改め、「（住民基本台帳カード

登録者はカード）」を削る。

様式第8号中「第13条関係」を「第12条関係」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。)第19条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「旧住民基本台帳法」という。)第30条の44第3項の規定により交付された住民基本台帳カード(本人の写真が貼付されたものに限る。)は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなして、改正後の大津市印鑑条例施行規則の規定を適用する。
- 3 改正前の大津市印鑑条例施行規則様式第1号、様式第5号、様式第6号及び様式第7号の規定による申請書等は、改正後の大津市印鑑条例施行規則の規定にかかわらず、なお当分の間、使用することができる。

公 平 委 員 会 規 則

大津市公平委員会公告規則を廃止する規則を公布する。

平成27年12月15日

大津市公平委員会

委員長 平 井 建 志

大津市公平委員会規則第4号

大津市公平委員会公告規則を廃止する規則

大津市公平委員会公告規則(昭和26年公平委員会規則第3号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。